

## 【所得に応じた保険料の額】

	軽減		割増		
	所得の低い方		本人住民税非課税の方	本人が住民税を納めている方	
	軽減される方		基準額を支払う方	割り増しの保険料を支払う方	
	生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者 (住民税世帯非課税)	世帯全員が 住民税非課税	本人が 住民税非課税	本人が住民税課税で 合計所得金額 250万円未満	本人が住民税課税で 合計所得金額 250万円以上
	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
平成13年度	12,400円	18,600円	24,800円	31,000円	37,200円
平成14年度	16,500円	24,800円	33,100円	41,400円	49,600円

※保険料の額は年額です。

## 保険料の納め忘れにご注意ください。

- 1 保険料の各納期限を過ぎると、督促が行われます。
- 2 1年以上の滞納の場合にはサービスの利用がいったん全額自己負担になります。  
介護サービスを利用したときには、利用者が費用の全額をいったん自己負担し申請によりあとで保険給付（費用の9割）が支払われます。
- 3 1年6ヵ月以上の滞納の場合には保険給付が一時差し止めになります。  
利用者が費用の全額をいったん自己負担するのに加えて、滞納している保険料の額を給付される金額から差し引くことになります。
- 4 さらに滞納が続くと  
滞納が2年以上続くと、保険料を遡って納めることができなくなります。現在介護サービスを受けていなくとも保険料の未納期間があると、認定を受けても介護サービスを利用するときに、①利用者負担が1割から3割に引き上げられる。②高額サービス費（自己負担が高額になった場合に支給される）が受けられなくなります。保険料の未納期間が長いほどこの期間は長く設定されています。

## 【介護サービスに対する苦情について】

（現在介護サービスを受けている方へ）  
介護保険制度において介護サービスは、利用者が自らの意思に基づいて、利用するサービスを選択し、決定することが基本であり、サービスの利用者と提供者の間の契約によって提供されます。  
そこで、契約どおりにサービスが提供されない等トラブルがある場合、利用者と事業者の当事者により解決する事が基本ですが、解決が難しい場合利用者は、苦情を申し立てることができます。窓口は以下のとおりです。

新潟県国保連合会（新潟市新光町7番地1 新潟県自治会館別館内）  
月潟村住民課保健福祉係  
月潟村社会福祉協議会（居宅介護支援事業者）

# 65歳以上の方の 介護保険料について

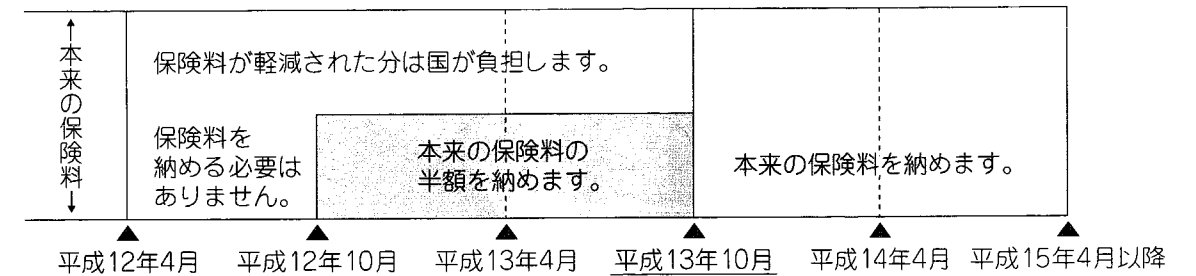
【65歳以上の方は平成13年10月から  
本来額の保険料を納めることになります】

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上のすべての方に、保険料を納めていただくことになっています。

65歳以上の方については、介護保険法の円滑な施行のための特別対策として、介護保険の新しいサービスの利用の仕方などになれ、理解をいただきながら保険料を負担していただくよう、

- 平成12年4月から9月までの半年間は、保険料を納めなくてもよいこと。
- 平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納める。
- 平成13年10月からは本来の保険料を納めていただきます。

## 【平成12年度から14年度の65歳以上の方の保険料の額】



## 【保険料の納め方】

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、口座振替または納付書による納付（普通徴収）があります。

- 年金からの天引き（特別徴収）  
老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方  
2ヵ月ごと（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に支払われる年金から、支払い期ごとに、2ヵ月分の保険料が天引きされます。  
※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。
- 口座振替、納付書による金融機関への納付（普通徴収）  
老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方  
各納期ごとに、口座振替または納付書により村が定める金融機関に納めていただくことになります。納め忘れがないよう、できるだけ口座振替の手続きを取っていただいておりますが、まだ済んでいない方は早めに役場税務係で手続きをしてくださるようお願いいたします。

平成13年度納期	9月	11月	1月	3月
----------	----	-----	----	----

## 【保険料の額】

高齢者の保険料は、年金の額に応じて決まるわけではなく、給料や事業による所得などすべての収入をもとに決められます。

保険料の額については、無理なく負担していただけるよう、所得に応じた保険料を負担していただくこととなります。世帯に住民税が課税されている方がいない場合などには、平均的な保険料額から軽減されることとなります。